

事 務 連 絡
令 和 5 年 3 月 1 日

都道府県薬剤師会担当事務局 御中

日本薬剤師会
会計・厚生課

薬剤師資格証申請者への発行費用の一部返金について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「令和4年第二次補正予算案 保健医療福祉分野の公開鍵基盤(HPKI)普及事業への対応について(第4報)(日薬情発第189号 令和5年2月1日)」に記載の通り、薬剤師資格証申請者のうち、令和4年第二次補正予算案の閣議決定後に国からの補助額5,500円を差し引かない価格で発行費用の請求をいたしました申請者に対して5,500円の返金を開始いたします。

また、同補正予算案の閣議決定前に申請をされた補助金対象外の本会会員に対しても5,500円の返金(補助額と同額の補填)を開始いたします。

令和5年3月1日より返金を開始いたしますが、返金対象者が約1万5千名に上るため、すべての対象者への返金の完了までには数か月を要する見込みです。

なお、①クレジットカード支払いを行った申請者に対してはクレジットカード会社経由の返金となりますが、返金期限があるためコンビニエンスストア支払いの申請者よりも先に行うこと、②コンビニエンスストア支払いの申請者に対しては申請者名義の銀行預金口座への振込による返金となりますが、振込先口座を本会に知らせていただくための連絡メールの申請者への送信を同3月下旬に開始すること(連絡メールの送信は本会への発行費用の支払日が古い順に行います。)とさせていただきます。)

以上につきまして、ご了知いただきますようお願い申し上げます。